

仕 様 書

1. 件 名： 第2研究棟解体に伴う産業廃棄物の処理
2. 数 量： 1式
3. 目 的： 第2研究棟の解体に伴い部屋内（G101～103、G201～204、G206、G211、G301、G316を除く）、及び各階廊下に残置されている什器・機材等（建築設備・付帯設備を除く）について、関係法令に基づき撤去及び廃棄処理を行う。
フロン回収済みの機材等は本業務対象とし、高所に設置された室外機は対象外とする。
また、第1研究棟地下1階遠心機室に設置されている遠心機（バックマン製 Avanti JXN-26）についても本業務対象とする。
なお、特別管理産業廃棄物、石綿含有物、水銀含有物、PCB含有機器その他個別管理を要する廃棄物は本業務対象外とする。
4. 履行期限： 令和8年 8月28日
5. 実施場所： 千葉県稲毛区穴川4丁目9番1号
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
量子医科学研究所
第2研究棟及び第1研究棟地下1階遠心機室
6. 業務内容：
 - (1) 第2研究棟の対象残置物の搬出作業
 - (2) 第1研究棟地下1階遠心機室対象物の搬出作業
 - (3) 産業廃棄物の収集運搬
 - (4) (1)～(3)について内容は以下の通り
 - ① 混合廃棄物 90 m³
 - ② 木くず 8 m³
 - ③ 金属くず 70 m³
 - ④ ①～③以外の廃棄物（家電リサイクル法対象物、冷蔵庫（ナショナル）1、テレビ 1）の解体、搬出
 - ⑤ 運搬費
 - (5) 産業廃棄物の処分
 - (6) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の発行：
中間処理及び最終処分を実施し、マニフェストB、D及びE票の法律の定める期間内に交付（A票の用紙準備を含む）すること。
7. 業務を請け負うための条件
 - (1) 千葉県の産業廃棄物収集運搬業の許可を有すること。
 - (2) 中間処理又は最終処分を別に委託する者にあつては、排出量を適切に処理できる能力及び資格を有する相手方との契約等がなされること。また、相手方は処理又は処分を行う自治体における、業務対象廃棄物に関する産業廃棄物処分の許可を有すること

8. 検 査：

履行期間完了後、当機構研究所職員が、必要な業務がすべて行われたことを確認したことをもって検査合格とする。

9. 実施条件：

実施時期については当機構担当者と事前に協議すること。

10. 提出図書

(1) 産業廃棄物管理票

(2) フロン類回収行程管理票

(3) マニフェストB～E票（A票の用紙の準備を含み、C票を除く）。当該廃棄物に係るマニフェストの提出は、業務実施月における業務完了の要件としない。但し、法令に定める期間内に提出のこと。

11. グリーン購入法の推進

本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。

12. その他

本仕様書に規定された事項及び内容について疑義が生じた場合には協議の上処理するものとする。

(要求者)

部課（室）名：物理工学部 静電加速器運転室

氏 名：濱野毅